

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い

患者から電話等により診療等の求めを受けた場合

- ・初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えない
ただし、原則として処方を伴う診察が算定の対象
- ・過去の診療録等により患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行う。情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする
- ・患者に対して十分な情報を提供し、その説明内容について診療録に記載する
- ・受給資格の確認はFAX、電子メールまたは電話で行う
- ・一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施しても差し支えない。

処方箋の取扱いについて

- ・処方箋の備考欄に「0410対応」と記載
初診で患者の基礎疾患を把握できていない場合は備考欄にその旨を記載
- ・患者の希望する薬局へFAX等で処方箋情報を送付
その際、カルテに送付先の薬局を記載
- ・処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付

実施状況の報告について

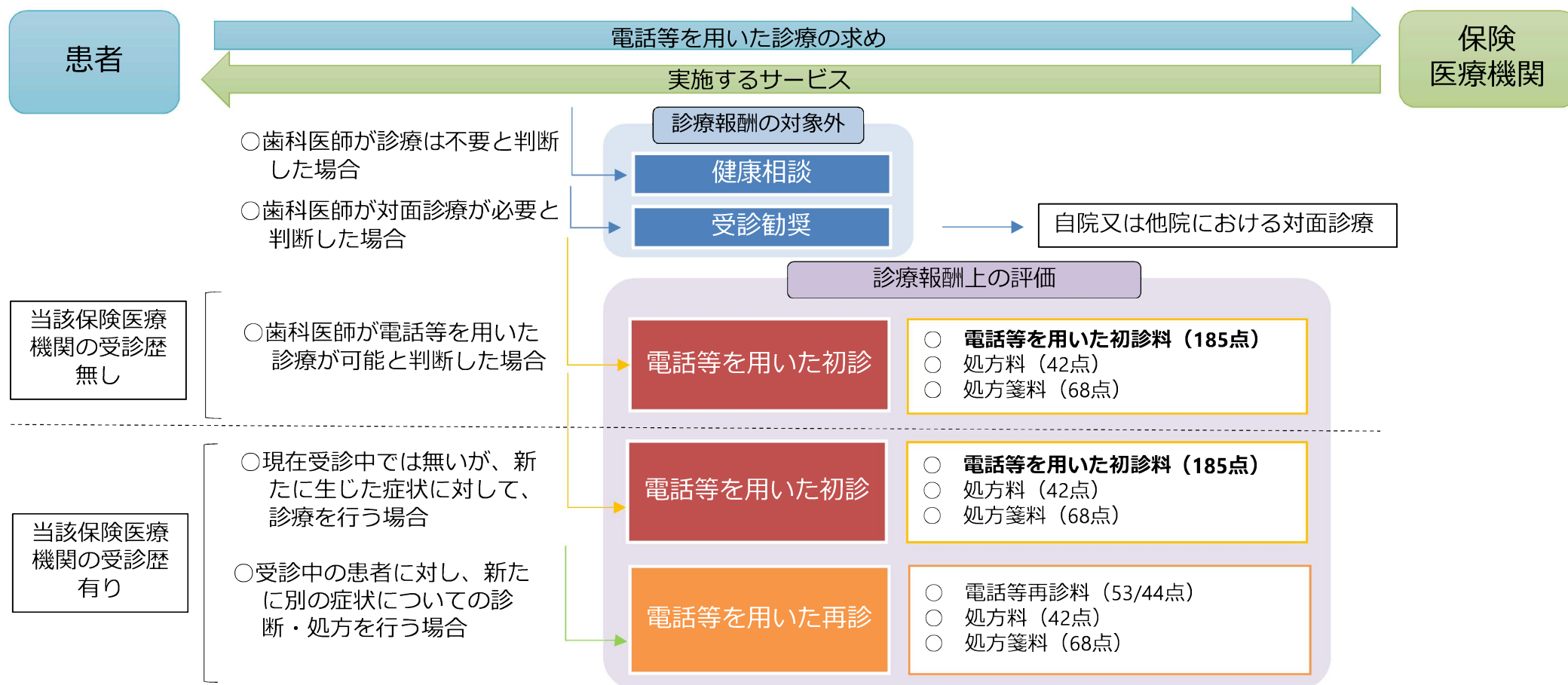
電話初診により診察を開始した患者の診療や受診勧奨の実施状況について、別紙2-2の様式（最終ページの様式をコピーしてご使用下さい）により、下記提出先に毎月報告を行うこと。

提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4-6

岡山県保健福祉部 医療推進課 電話 (086) 226-7403

歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての 電話等を用いた診療に対する診療報酬上の臨時的な取扱いについて



問1 電話や情報通信機器を用いて初診を行うことが可能であると歯科医師が判断した場合、初診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) A000 初診料1 歯科初診料、2 地域歯科診療支援病院歯科初診料のいずれを算定している保険医療機関であっても、C000 歯科訪問診療3 (注の加算を含む。) を算定する。
なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

～ 県 歯 注 釈 ～

「コロナ特例」の初診料は185点で算定する。ただし、原則として処方を行ったものに限る。

問2 電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において歯科疾患の療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合、再診料はどのように算定を行えばよいか。

(答) 施設基準の届出状況に応じて対面診療において医療機関が算定していた A002 再診料 44点、53点、73点をそれぞれ算定する。
なお、算定した場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

～ 県 歯 注 釈 ～

現行の電話再診では処方を行えないが、「コロナ特例」の電話再診においては処方ができる。

問3 歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療の算定対象は、原則として処方を行ったものか。

(答) そのとおり。

～ 県 歯 注 釈 ～

院内で医薬品の処方を行う場合は、薬剤料、調剤料、処方料、薬剤情報提供料、調剤技術基本料、外来後発医薬品体制加算を算定することができる。ファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、処方箋料、一般名処方加算を算定することができる。

問4 B000-4 歯科疾患管理料、B002 歯科特定疾患療養管理料を算定している定期受診患者に対して、電話等再診で歯科診療を行った場合に、どのような管理料が算定できるか。

(答) いずれの患者に対しても B001-3 歯周病患者画像活用指導料及び B004-6-2 歯科治療時医療管理料の合計 55点を月1回に限り算定する。
なお、B001-3 歯周病患者画像活用指導料については、1枚撮影したものとして算定する。

～ 県 歯 注 釈 ～

電話等を用いた診療を行う以前より、「歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料」を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療及び処方、医学管理等を行う場合、管理料として55点（P画像10点と医管45点の合算点数を準用）を算定する。

問5 B000-4 歯科疾患管理料を算定していた患者で歯周病以外の口腔疾患を管理していた場合においても、B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

～ 県 歯 注 釈 ～

P画像（10点）のみの算定ではなく、医管（45点）を合算した55点を「コロナ特例」の管理料の準用点数とする。

問6 口腔内カラー写真を撮影していない場合であっても B001-3 歯周病患者画像活用指導料を算定してよいか。

(答) 対面診療において療養上の管理を行っている患者に対して電話等再診を行った場合には算定して差し支えない。

～ 県 歯 注 釈 ～

口腔内カラー写真撮影を行ってなくても、「コロナ特例」の管理料55点の算定ができる。

問7 A000 初診料1 歯科初診料の注1の施設基準に規定する研修について、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため実施出来ない場合に、当該施設基準の届出を辞退する必要があるか。

(答) 届出を辞退する必要はない。

ただし、可能な範囲で実施し、実施できるようになった場合は、速やかに本来予定していた研修を受講する。

別紙2-2

[illegible]